

中小企業等経営強化法に関わる証明書発行申請について

先の国会で中小企業経営強化税制が2年延長されたことに伴い(国税部分のみ)、下記の通りお知らせいたします。また、2023年4月1日発行分より、発行手数料を2.(2ページ目)に示す通りの額に更新いたします。

1. 工業炉協会が確認する設備仕様の要件

	中小企業経営強化法	
	中小企業経営強化税制 国税(法人税)	固定資産税特例
適用年限	2025年3月31日まで延長 ※2017年4月1日施行	2023年3月31日で終了 ※ただし、一定の要件を満たした場合は固定 精算税の特例を受けることができます。 (2023-04-01 現在: リンク参照)
要件*	<ul style="list-style-type: none">● 販売開始時期10年以内(機械・装置の場合)または6年以内(器具・備品の場合)かつ● 生産性年平均1%向上(生産効率・エネルギー効率・精度等)	

(参考 HP)

中企庁「経営強化法」リンク:

概要: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

Q&A: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>

証明書発行工業会関係: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

2. 日本工業炉協会における証明書発行の手続きについて

- 経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き
リンクご参照願います⇒https://www.jifma.or.jp/assets/document/20230403_tebiki.pdf

- 申請書類等

以下のものを郵送または電子ファイルにてご提出願います。

- 様式 1

押印の必要ございません。電子ファイルの場合はワードでご提出願います_2024年4月1日より

- 様式 2

- 根拠資料（様式 2 の添付書類）

- 年平均 1 %以上の生産性向上を説明できる資料
- 当該設備と一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等
（発売開始年度及び技術的内容の根拠となるもの）

- 郵送の場合、返信用封筒（切手貼付、宛先記入）

注記）様式は下表よりダウンロードできます。

注記）まずは、作成していただいたものを下記問い合わせ先までメールでご連絡いただくことをお勧めします。

注記）2024年4月1日より、押印廃止にともない、電子ファイルでの発行も開始いたします（PDF に変換しての発行となります）。

- 送付先／問い合わせ先

〒101-0032 千代田区岩本町 3-2-10 SN 岩本町ビル

（一社）日本工業炉協会（宛先に「証明書発行申請」と付記願います。）

電話：03-3861-0561

E-mail：info@jifma.or.jp

- 証明書発行手数料について

会員：1,000 円/証明書一通（税抜き。税込み 1,100 円）

非会員：10,000 円/証明書一通（税抜き。税込み 11,000 円）

（税込・振込み手数料別）

同一の対象設備で両制度同封にて申請の場合は証明書一通分として取り扱います。

（様式等ダウンロード）

様式 1	ダウンロード 様式 1 記載要領リンク
様式 2	ダウンロード
算定理由書（例）	ダウンロード
根拠資料	書式なし

記入要領

ダウンロード

3. 当協会が証明書発行する対象となる設備（対象資産区分及び対応工業会等リストより抜粋）

番号	細目	
3	繊維工業用設備	(炭素繊維製造設備)
8	化学工業用設備	(カーボンブラック製造設備、その他の炭素製品製造設備(黒鉛化炉))
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。))
13	窯業又は土石製品製造業用設備	(板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)(溶解炉)、その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)(るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉、)陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備(倒炎がま、トンネルがま、その他の炉)、その他の炭素製品製造設備(黒煙炉)、人造研削材製造設備(溶解炉)、研削と石又は研摩布紙製造設備(加硫炉、トンネルがま、その他の焼成炉)、セメント製造設備、石灰又は苦石灰製造設備、石こうボード製造設備(焼成炉)、ほうろう鉄器製造設備(るつぼ炉、その他の炉)、石綿又は石綿セメント製品製造設備、岩綿(鉱さい繊維を含む。))又は岩綿製品製造設備
14	鉄鋼業用設備	(鋼铸件又は銑鉄铸件製造業用設備、製銑設備、製鋼設備、電気錫めつき鉄板製造設備のうち、工業炉設備)
15	非鉄金属製造業用設備	(銅、鉛又は亜鉛製錬設備、ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備、ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備、その他の非鉄金属製錬設備、非鉄金属圧延、押出又は伸線設備、非鉄金属铸件製造業用設備(その他の設備)、電線又はケーブル製造設備、光ファイバー製造設備、金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備のうち、工業炉設備)
16	金属製品製造業用設備	(金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備、金属塗装設備(脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置)、金属熱処理業用設備、粉末冶金製品製造設備)
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)	(エンジン・部品製造のための熱処理炉等の工業炉に限る)
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるもの)	(金属加工機械製造設備、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備)
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。))をいう。	
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	(フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備、フェライト製品製造設備)

23	輸送用機械器具製造業用設備	(エンジン・部品等の熱処理炉等の工業炉に限る)
24	その他の製造業用設備	(その他のガラス製品製造(光学ガラス製造設備を含む。)(るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉)、自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備(めつき設備))
25	農業用設備	(電動機)
26	林業用設備	(その他の機具(乾燥用バーナー))
32	ガス業用設備	(製造設備(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造装置(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)))
50	その他の生活関連サービス業用設備	(火葬設備)

— 以 上 —